

寄七つ星ドッグラン

11月のイベント情報

寄七つ星ドッグランでは次の日程でドッグ教室を開催します。

日時

11月11日(土)

11:00～、13:00～

場所

寄七つ星ドッグラン

内容

○すぐできる！愛犬との暮らし方教室
○ドッグヨガ体験会

費用

無料(別途、下記の入園料・駐車料が必要です)
※入園料 大人(18歳以上) 200円 小人(3～17歳) 100円
犬1頭 300円
駐車料 普通車(1台) 500円 大型車(1台) 1,500円

持ち物

1年以内の狂犬病注射済証

申込方法

当日窓口受け付け

問合せ

寄七つ星ドッグラン(9:00～16:00) TEL89-3113

※毎週火曜定休(祝日の場合は翌日)



産業まつりで「献血」へのご協力をお願いします

病気やけがなどで輸血を必要としている方の尊い生命を救うため、献血にご協力をお願いします。

日時

11月26日(日)

10:00～12:00、13:00～16:00

場所

JR松田駅北口駅前広場(産業まつり会場)

※医療現場が必要としている血液製剤の大部分は400ml献血です。
以下の基準に該当される方は、ぜひ400ml献血にご協力ください

区分	男性	女性
年齢	17歳～69歳※	18歳～69歳※
体重	50kg以上	
前回との献血との間隔	12週間	16週間
年間献血回数	3回以内	2回以内

※65歳以上の献血については、献血される方の健康のため60～64歳の間に献血経験のある方に限ります

問合せ

子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544

野焼きは法律・条例で禁止されています！

屋外でのごみの焼却による煙や臭いで洗濯物が干せない、窓を開けると煙が入ってきて気分が悪くなるなどのいわゆる野焼き(ごみの屋外焼却)に関する苦情が多く寄せられています。

野焼きは、法律や県条例により、一部例外を除き、禁止されています。「**法律に違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**」

【一部例外に該当するもの】
・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための焼却
・農林漁業を営むにやむを得ない廃棄物の焼却
・災害の予防・応急対策または復旧のための焼却 など

※例外として認められている焼却行為であっても、周囲の生活環境を阻害する場合には焼却できません

問合せ

環境上下水道課 環境係 TEL83-1227



平成29年11月1日発行

広報まつだ

お知らせ

編集／発行

政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 TEL 83-1222

ホームページアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

木造住宅における「耐震診断」と「耐震改修工事」の補助

町では既存木造住宅の耐震化の促進を図り、地震に強い安全なまちをつくるため、木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に要する経費の補助を行っています。申請は随時受け付けております。

【耐震診断】

補助対象 ①町民自ら所有し、居住する木造住宅
※プレハブ工法や枠組み壁工法のものは除く
②昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅
※昭和56年6月1日以降に増築または改築しているものは除く
③2階建て以下の住宅

補助金額 耐震診断に要した経費の3分の2(上限7万円)

【耐震改修工事】

補助対象 ①耐震診断の結果、総合評点1.0未満であるもの
②耐震診断の補助対象の要件①～③を満たす住宅

補助金額 耐震改修工事に要した経費の2分の1(上限50万円)

【共通事項】

申請方法 まちづくり課窓口(役場1階)もしくは町ホームページにある各種申請様式に記入し、まちづくり課に申請してください。

問合せ まちづくり課 都市計画係 TEL84-1332



特産品開発事業補助金

町のブランド品となる特産品をつくる人を支援するため、その開発費などに補助金を交付します。町オリジナルの商品をつくってみませんか。

対象物 町内の農林水産物を使用して加工または製造され、町の情報を発信することができる農林水産物やその加工品、民芸品、工芸品

対象者 次のいずれかに該当する方
○松田町に住所を有する個人
○松田町に事業所を有する法人
○松田町に住所を有する個人が半数以上いる団体

対象経費 謝金・旅費・研究開発費・事務費

補助額 補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満は切り捨て)
※補助金の限度額は20万円です

問合せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228



国際交流事業推進組織 立ち上げのための勉強会
第3回「子どもの国際交流とグローバル人材の育成」

日時

11月14日(火)

18:00～20:00

場所

役場 4階 4AB会議室

講師

横浜市立神大寺小学校 校長／神奈川大学法学研究所 客員研究員 小藤 俊樹さん

対象

国際交流事業に関心のある方

定員

40人(先着順)

申込期限

11月9日(木)までに電話にてお申し込みください。

申し込み・問合せ

政策推進課 経営戦略係 TEL83-1222

交通災害見舞金制度

町では、交通事故に遭われた方に対して交通災害見舞金を支給しています。

対象者 被害当時本町に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方
①交通事故により傷害を受け、治療のため入院した方
②交通事故により亡くなられた方の遺族の方

見舞金額 ①傷害見舞金 入院1日につき2,000円(入院15日限度)
②死亡見舞金 50,000円

申請方法 申請書、交通事故証明書のほか、必要に応じて提出していただく書類があります。詳しくはお問い合わせください。

申請期限 交通事故発生の時から1年以内

申し込み・問合せ 総務課 安全防災担当室 防災防犯係 TEL84-5540